

障害者雇用の短期雇用体験に関する 総合保険制度

埼玉県障害者雇用総合サポートセンターでは、短期雇用体験中に体験参加者がケガ等をされた場合に備えて傷害、賠償責任保険に加入しています。

原則として、短期雇用体験中のケガ等については体験参加者ご自身の責任となりますが、企業様が安心して短期雇用体験を実施していただく一助となれば幸いです。

補償内容

短期雇用体験中（事業所までの往復を含む）の事故によるケガや、他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合に、下表の金額を限度に補償します。

補償の内容			補償の期間	補償保険金	お支払できない主な場合
体験参加者	傷害	*短期雇用体験中（自宅と企業との往復途上を含む）の間に被ったケガ（急激、偶然、外来の事故によるもの）を補償。	短期雇用体験中 + 往復途上	死亡 後遺障害 2,000万円 入院日額 5,000円 （事故の日から180日限度） 通院日額 3,000円 （事故の日から180日以内90日限度）	・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚初見のないもの等
	賠償	*誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊し法律上の賠償責任を負った時の補償。	短期雇用体験中 + 往復途上	対人・対物 3,000万円 （共通）	・ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ・車両（ゴルフカート・レンタカー含みます）、原動機付自転車等の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ・保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任

* 免責等、詳細については東京海上日動火災保険株式会社のホームページをご参照ください。

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

事故のご連絡先・ご相談

取扱代理店：株式会社RBA

TEL. 0422-54-1251（担当：福谷）

埼玉県障害者雇用総合サポートセンター 企業支援業務部門

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館1階

TEL.048-827-0540（受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始）

E-mail: koyou-support@bz03.plala.or.jp

URL: <http://www.koyou-support.jp>（Eメール、ホームページからお問合せが可能です）



埼玉県マスコット「コバトン&さいたまっち」

 **0120-540-271** コヨウラ ツナイデ（月曜日～金曜日 8:30～17:00 除く祝日・年末年始）